

平成十八年五月二十三日提出
質問 第二七二号

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

272

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年五月十一日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十九日に答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

一 過去に四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶が、北海道本島と北方四島の間にある瑛瑤瑠水道付近から北方四島に近い水域を航行する際にロシア国旗を掲揚しなかったためにロシア官憲と軋轢を生じた事例があるか。あるならば具体的日時、状況、対応振りについて説明されたい。

二 平成十八年五月十九日から二十二日にかけて実施された四島交流の枠組みにおける交流事業で、使用された船舶が北海道本島と北方四島の間にある瑛瑤瑠水道付近から北方四島に近い水域を航行する際にロシア国旗を掲揚したという事実があるか。

三 「前回答弁書」において、ロシア国旗の掲揚問題について、「御指摘の行為は、四島交流事業が日本国民と北方四島に居住するロシア連邦国民との相互理解の増進を目的としていることを踏まえ、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして行われている」と答弁しているが、ロシア国旗を掲揚することが「双方の友好関係の増進についての希望の現れ」になるとする根拠について説明されたい。

右質問する。